

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

よくわかる

介護保険

利用の手引き



●草加市役所

☎048-922-0151 (代 表)
FAX 048-922-3279

介護保険に関すること

●草加市役所 地域介護課

☎048-922-1414 (認定係)
☎048-922-1421 (給付係)
☎048-922-1376 (保険料係)
☎048-922-1032 (計画・指導係)

総合相談

地域包括支援センター

- 開所日時 毎週月曜日から土曜日まで
午前9時から午後5時まで
- 休 所 日 日曜、祝日、12月29日から1月3日まで、
その他特別に休所する場合があります。

●地域包括支援センター

(お住まいの地域によって担当のセンターが決まっています。)

No.	地域包括支援センター名	所在地	電話番号 (FAX)	担当地域
①	新田西部地域包括支援センター (ウォーターヴィレッジ新田地域支援事業所内)	新善町6	048-946-0520 (048-946-0523)	新栄1~4・長栄1~4 清門1~3・新善町 金明町・旭町1~6
②	新田東部地域包括支援センター (草加市社会福祉協議会内)	松江1-1-32	048-932-6775 (048-932-6779)	八幡町・弁天1~6 中根1~3・松江1~4 栄町1~3
③	草加川柳地域包括支援センター (介護老人保健施設 翔寿苑内)	青柳8-51-13	048-932-7007 (048-931-0993)	青柳1~8 青柳町・柿木町
④	草加安行地域包括支援センター (特別養護老人ホーム 草加園内)	苗塚町200-2	048-921-2121 (048-928-8989)	原町1~3・北谷1~3 北谷町・苗塚町 花栗1~4・小山1~2 松原1~5
⑤	草加西部地域包括支援センター (ケアステーション かしの木内)	草加1-8-13	048-946-7030 (048-942-7582)	草加1~5 西町・冰川町
⑥	草加東部・草加稲荷地域包括支援センター (居宅介護支援事業所 西うさぎ内)	吉町2-2-21	048-959-9133 (048-922-3801)	神明1~2・住吉1~2 手代1~3・中央1~2 高砂1~2・吉町1~5 稲荷1~6・松江5~6
⑦	谷塚西部地域包括支援センター (草加キングス・ガーデン介護相談センター内)	新里町989-1	048-929-0014 (048-929-5222)	柳島町・遊馬町・新里町 両新田西町・両新田東町 谷塚上町・谷塚仲町
⑧	谷塚中央・谷塚東部地域包括支援センター	瀬崎5-20-16	048-929-3613 (048-933-9380)	谷塚町・谷塚1~2 瀬崎1~7

※相談の際には事前に電話でご連絡ください。

地域支援事業に関すること

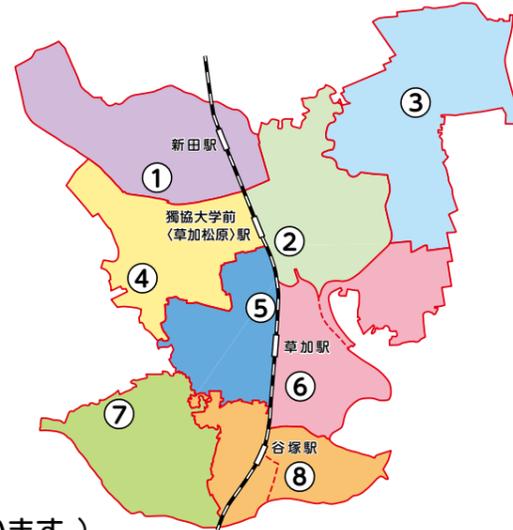
●草加市役所 地域介護課

☎048-922-2862 (地域支援室)

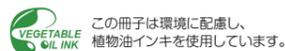
その他高齢者福祉サービスに関すること

●草加市役所 長寿支援課

☎048-922-1281 (相談支援係)
☎048-922-1342 (長寿推進係)



この冊子は、ユニバーサルデザインの視点で作られた文字フォント(イワタUD)を使用しています。ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障害の有無に関係なくあらゆる人が快適に利用できるよう配慮されたデザインのことです。



この冊子は環境に配慮し、
植物油インキを使用しています。

無断転載・複製禁止
©(株)現代けんこう出版 〒130-0026 東京都墨田区両国1-12-8 TEL.03-3846-1088 FAX.03-3846-1189

A25-01-32-2

草加市

令和6年(2024年)4月発行

介護保険は高年者の暮らしを 社会みんなで支える仕組みです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担して様々な介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても、高年者が地域で安心して暮らしていくことを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援します。

高年者の皆さんが(1)自分の意志に基づき(2)能力を最大限に活かして(3)自立した質の高い生活を送るために、さまざまな介護サービスを効果的に利用していくことが大切です。自分の状態に合っていないサービスや不必要なサービスを利用すると身体機能が衰えてしまい、かえって自分らしい自立した生活を送る妨げとなることもあるため、自ら健康の保持増進、能力の維持向上に努めることも大切です。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用の仕方を説明しています。

「どうすれば元気でいられるか」「どうすれば今より悪くならないか」「自分でできることは何か」を考え、一日一日をより充実したものにしていただくためにもぜひ本書をご活用ください。

介護保険法が定める介護保険制度の理念 「自立支援」「重度化防止」

○介護保険法

(平成九年十二月十七日)
(法律第百二十三号)

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

2 国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。

もくじ

しくみと加入者	04	ページ
住み慣れた地域でいつまでも元気に	04	
サービス利用の手順	06	ページ
申請から認定までの流れ	06	
サービス利用の手順	08	
介護サービス【要介護1～5の方】	10	ページ
居宅サービスの種類と費用のめやす	10	
施設サービスの種類と費用のめやす	14	
介護予防サービス【要支援1・2の方】	17	ページ
介護予防サービスの種類と費用のめやす	17	
地域密着型サービス	20	ページ
住み慣れた地域で受けるサービス	20	
福祉用具貸与・購入、住宅改修	22	ページ
生活環境を整えるサービス	22	
費用の支払い	24	ページ
サービスを利用したら費用の1割から3割を負担します	24	
地域支援事業	26	ページ
いつまでも自立した生活を送るために	26	
介護予防・日常生活支援総合事業	28	
包括的支援事業	32	
任意事業	35	
介護保険外のサービス	36	ページ
草加市の主な高年者在宅生活支援サービス	36	
介護保険料	38	ページ
社会全体で介護保険を支えています	38	
介護保険 Q&A	42	ページ

しくみと加入者

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与購入住宅改修

費用の支払い

地域支援事業

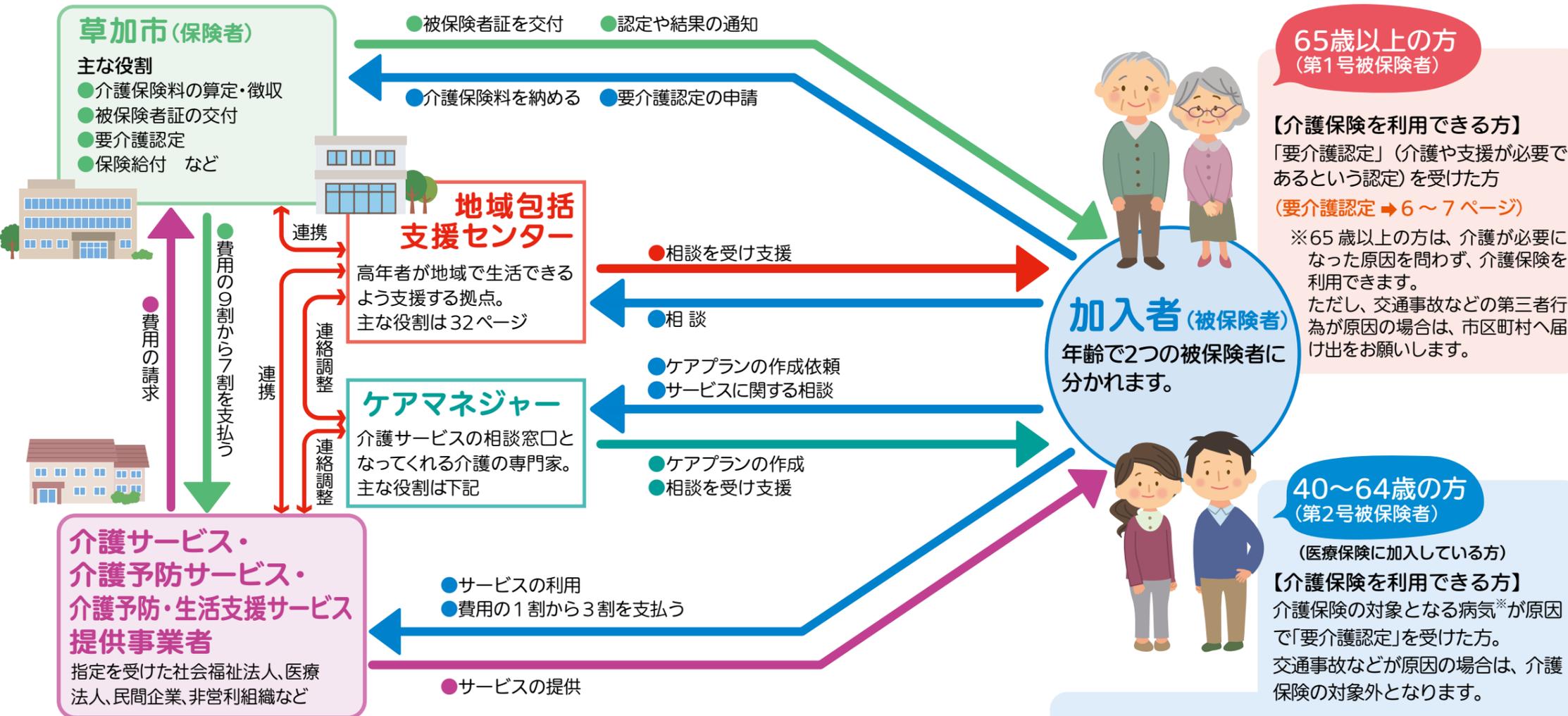
介護保険外のサービス

介護保険料

介護保険 Q&A

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険制度は、市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納めます。介護が必要になったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険の保険証

介護保険のサービスを利用するときなどに必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は
65歳になる月までに全員に交付されます。

40～64歳の方は
認定を受けた方に交付されます。

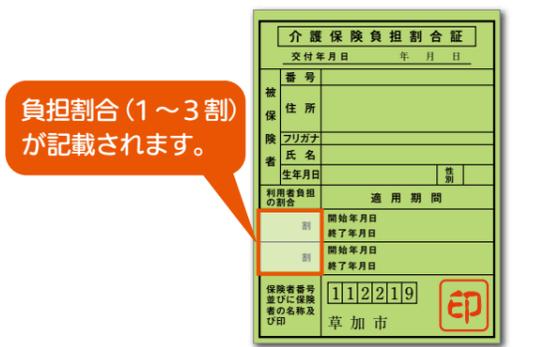
【保険証が必要なとき】
 ・要介護認定を申請(更新)するとき
 ・ケアプランを作成するとき
 ・介護保険サービスを利用するとき など



負担割合証

要介護・要支援の認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。
※負担割合に関して、詳しくは24ページ。

【負担割合証が必要なとき】
 ・介護保険サービス等を利用するとき
【適用期限】 1年間(8月1日～翌年7月31日)



負担割合(1～3割)が記載されます。

「地域包括支援センター」とは？

地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談窓口です。
 →詳しくは32ページ。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護サービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の見直し など



ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

※介護保険の対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- がん(医師が一般に認められている医学的見解に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ●初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症
- 多系統萎縮症 ●脳血管疾患(外傷性のものを除く)
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

しくみと加入者
 サービス利用の手順
 介護サービス
 介護予防サービス
 地域密着型サービス
 福祉用具貸与・購入
 住宅改修
 費用の支払い
 地域支援事業
 介護保険外のサービス
 介護保険料
 Q&A
 介護保険

申請から認定までの流れ

認定申請

介護を必要とする方は、市の窓口で要介護認定の申請をします。



次のところで代行申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます。)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書 (市の窓口、またはホームページからダウンロード)
- 介護保険被保険者証



- 健康保険被保険者証(写し) (第2号被保険者の場合は必須)

申請書には主治医の氏名・医療機関名・最終受診日などを記入する欄がありますので、必ず事前に確認してください。

マイナンバーに関連して申請時に持参していただくもの

- 個人番号カードまたは通知カード (住所・氏名等が住民票と一致している)
 - ご本人確認のできる証明書
- 代理の場合
- 委任状(介護保険証でも可)
 - 代理人のご本人確認のできるもの

または

基本チェックリストで判定

日常生活において比較的軽度な支援を必要とする65歳以上の方で、希望する介護サービスが訪問介護と通所介護のみの場合は、基本チェックリストの判定により「介護予防・生活支援サービス」を利用できます。
※基本チェックリストは市役所および各地域包括支援センターで行っています。

手続きに必要なもの ●介護保険被保険者証

主治医意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。
※市が直接医師に依頼します。



認定調査

全国共通の調査票を用いて、市の担当者などが本人の動作確認や本人と家族に聞き取り調査を行います。

一次判定 (コンピュータ判定)

調査票・主治医意見書をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。



二次判定 (介護認定審査会)

一次判定や主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

一次判定と主治医意見書による介護の必要度 (要介護状態区分) の審査 + 認定有効期間の設定



主な調査項目

基本調査

- | | | |
|---|--|---|
| 【身体機能・起居動作】
●麻痺・拘縮の有無
●寝返り、起き上がり
●座位保持
●歩行
【生活機能】
●移乗、移動
●排尿、排便
●食事摂取 | 【認知機能】
●記憶・理解
【精神・行動障害】
●昼夜逆転
●作話
●ひどい物忘れ
【社会生活への適応】
●薬の内服
●金銭の管理 | 【特別な医療】
●過去14日間に受けた医療
【日常生活自立度】 |
|---|--|---|

および 概況調査・特記事項

基本チェックリストとは

日頃の生活や心身の状態を確認するため、25項目の質問に「はい」か「いいえ」で答えます。それにより、運動機能の低下、口腔機能の低下、物忘れなど何らかの生活機能の低下がないかを確認します。

基本チェックリスト(例)

- バスや電車で1人で外出していますか？
- 転倒に対する不安は大きいですか？
- 週に1回以上は外出していますか？
- 今日が何月何日かわからない時がありますか？

介護サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

※介護認定申請後、認定の結果が出る前でも介護サービスを利用することができます。利用を希望される方は、必ず居宅介護支援事業者または地域包括支援センターに相談してください。

市から認定結果を送付します

※原則、申請から30日以内に認定結果通知を送付します。

ただし、認定調査や主治医意見書作成の遅れ等により、認定が遅れる場合があります。

要介護 5

要介護 4

要介護 3

要介護 2

要介護 1

要支援 2

要支援 1

事業対象者

非該当

介護サービス (居宅サービスまたは施設サービス) を利用できます

利用の手順は 8ページから

介護予防サービス を利用できます

利用の手順は 8ページから

介護予防・生活支援サービス を利用できます

利用の手順は 8ページから

一般介護予防事業 を利用できます

30ページから

しくみと加入者
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外のサービス
介護保険料
介護保険 Q&A

サービス利用の手順

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護
また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者は地

域包括支援センター等に連絡します。
支援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい

自宅を中心に利用する
介護サービスの種類
(P.10～)



① 居宅介護支援事業者に連絡します

- 市区町村などが発行する事業者一覧のなかから**居宅介護支援事業者**(ケアマネジャーを配置しているサービス事業者)を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



② ケアプラン^{※2}を作成します

- 担当のケアマネジャーと一緒に、ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を相談しながら作成します。

③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※3}します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



介護保険施設へ入所したい

施設サービス
(P.14)



① 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学したりサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



② ケアプラン^{※2}を作成します

- 入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。



③ サービスを利用します

- ケアプランにそって**介護保険の施設サービス**を利用します。



要支援1・2の方

① 地域包括支援センター等^{※1}に連絡します

- 地域包括支援センター等に連絡、相談をします(P.32 および裏表紙)。
- お住まいの地域によって担当のセンターが決まっています。



② 職員に希望を伝えます

- 家族や地域包括支援センター等の職員とこれからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。



③ 介護予防ケアプラン(介護予防ケアマネジメント)^{※2}を作ります

- 地域包括支援センター等の職員と一緒に、自立した生活が続けられるよう、介護予防ケアプランまたは介護予防ケアマネジメント(どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書)を相談しながら作成します。



④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※3}します。
- 介護予防ケアプランにそって**介護予防サービス**(P.17～)および**介護予防・生活支援サービス事業**(P.28～)を利用します。

④ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※3}します。
- 介護予防ケアマネジメントにそって**介護予防・生活支援サービス事業**(P.28～)を利用します。



※1 居宅介護支援事業者でも相談できる場合があります。

※2 ケアプランの作成費用、介護予防ケアプラン(介護予防ケアマネジメント)の作成費用は、利用者の負担はありません。

※3 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

しくみと加入者
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外のサービス
介護保険料
介護保険Q&A

居宅サービスの種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。

これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※自己負担は1～3割です。(費用負担については24ページ)
本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

日常生活の手助けをしてもらう

ほうもんかいご 訪問介護

(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、食事や掃除、洗濯、買物などの生活援助、排せつ介助や入浴介助などの身体介護を行います。



●主なサービス内容

＜身体介護の例＞

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体の清拭
- 通院・外出等の付き添い など

＜生活援助の例＞

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買物
- 薬の受け取り など

以下のサービスは介護保険の対象となりません！

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの
- 草むしり、花木の手入れ
- 洗車
- 来客の対応
- 模様替え など

※生活援助中心のサービスは、利用者が一人暮らしの場合や、家族に障がいや疾病等のある場合に利用できます。

●1回あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

身体介護中心	20分～30分未満	2,610円 (261円)
	30分以上1時間未満	4,140円 (414円)
生活援助中心	20分～45分未満	1,915円 (192円)
	45分以上	2,354円 (236円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

※1回の利用で身体介護と生活援助を組み合わせる場合は、金額が変わることがあります。

通院等乗降介助 (1回)	1,037円 (104円)
-----------------	---------------

※介護保険の対象となるのは乗降などの介助のみで、交通費にかかる費用は別途自己負担となります。

自宅を訪問してもらう

ほうもんにゆうよくかいご 訪問入浴介護

ホームヘルパーと看護師が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴の介助を行います。



●サービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

1回*	13,546円 (1,355円)
-----	------------------

※全身入浴の場合。

ほうもん 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリを行います。



●サービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

1回*	3,249円 (325円)
-----	---------------

※20分間リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言・管理

きょたくりょうようかんりしどう 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

●1回あたりのサービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

【同日、同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合】

医師の場合(月2回まで)	5,150円 (515円)
歯科医師の場合(月2回まで)	5,170円 (517円)
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	5,660円 (566円)
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	5,180円 (518円)
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	3,620円 (362円)

ほうもんかんご 訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。



●1回あたりのサービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

病院・診療所から	20分～30分未満	4,269円 (427円)
	30分～1時間未満	6,141円 (615円)
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	5,039円 (504円)
	30分～1時間未満	8,806円 (881円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。
※緊急時訪問看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

★一定以上所得者は2～3割負担(24ページ参照)

自宅での介護について

ご自宅で介護をするときは、要介護者の自立を促すよう心がけるとともに、介護をする人が頑張りすぎないようにすることが大切です。(35ページから37ページもご覧ください)



しくみと加入者
サービス利用
の手順
介護サービス
介護予防
サービス
地域密着型
サービス
福祉用具
購入
住宅改修
費用の
支払い
地域
支援
事業
介護
保険
外
の
サービス
介護
保険
料
介護
保
険
Q&A

施設に通って利用するサービス

つうしょかいご
通所介護
(デイサービス)

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。

●1回あたりのサービス費用のめやす
()内は自己負担1割*

【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	6,876円 (688円)
要介護 2	8,119円 (812円)
要介護 3	9,405円 (941円)
要介護 4	10,690円 (1,069円)
要介護 5	11,996円 (1,200円)

※送迎を含みます。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

つうしょ
通所リハビリテーション
(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、リハビリや機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。



●1回あたりのサービス費用のめやす
()内は自己負担1割*

【通常規模の施設/7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	8,039円 (804円)
要介護 2	9,526円 (953円)
要介護 3	11,035円 (1,104円)
要介護 4	12,818円 (1,282円)
要介護 5	14,548円 (1,455円)

※送迎を含みます。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

有料老人ホーム等の施設に入っている方が利用する介護サービス

とくてい し せつにゆうきよしゃせいかつかいご
特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



●1日あたりのサービス費用のめやす
()内は自己負担1割*

要介護 1	5,663円 (567円)
要介護 2	6,364円 (637円)
要介護 3	7,095円 (710円)
要介護 4	7,774円 (778円)
要介護 5	8,495円 (850円)

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。

短期間施設に泊まる

たん き にゆうしょせいかつかいご
短期入所生活介護
(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



●1日あたりのサービス費用のめやす
【併設型の施設の場合】 ()内は自己負担1割*

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	6,361円 (637円)	6,361円 (637円)	7,427円 (743円)
要介護 2	7,089円 (709円)	7,089円 (709円)	8,144円 (815円)
要介護 3	7,859円 (786円)	7,859円 (786円)	8,935円 (894円)
要介護 4	8,598円 (860円)	8,598円 (860円)	9,684円 (969円)
要介護 5	9,326円 (933円)	9,326円 (933円)	10,412円 (1,042円)

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続して利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。
※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。

※居室の違いについては、15ページを参照してください。
★ 一定以上所得者は2～3割負担(24ページ参照)

たん き にゆうしょりょうようかいご
短期入所療養介護
(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで、介護やリハビリ、機能訓練が受けられます。



●1日あたりのサービス費用のめやす
【介護老人保健施設の場合】 ()内は自己負担1割*

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	7,868円 (787円)	8,673円 (868円)	8,736円 (874円)
要介護 2	8,370円 (837円)	9,196円 (920円)	9,227円 (923円)
要介護 3	9,028円 (903円)	9,864円 (987円)	9,906円 (991円)
要介護 4	9,593円 (960円)	10,418円 (1,042円)	10,481円 (1,049円)
要介護 5	10,146円 (1,015円)	10,993円 (1,100円)	11,035円 (1,104円)

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続して利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。
※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。



しくみと加入者
サービス利用
の手順
介護サービス
介護予防
サービス
地域密着型
サービス
福祉用具貸与購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外の
サービス
介護保険料
介護保険
Q&A

介護サービス【要介護1～5の方】

施設サービスの種類と費用のめやす

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。この中から入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスは利用できません。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。



●1か月あたりの施設サービス費用のめやす(30日) ()内は自己負担1割*

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護3	255,502円(25,551円)	229,482円(22,949円)	229,482円(22,949円)
要介護4	277,761円(27,777円)	251,427円(25,143円)	251,427円(25,143円)
要介護5	299,392円(29,940円)	273,058円(27,306円)	273,058円(27,306円)

※実際の負担額は地域によって異なります。

※要支援、要介護1・要介護2の方は原則利用できません。

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。



●1か月あたりの施設サービス費用のめやす(30日) ()内は自己負担1割*

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	251,427円(25,143円)	224,779円(22,478円)	248,605円(24,861円)
要介護2	265,848円(26,585円)	239,200円(23,920円)	264,280円(26,428円)
要介護3	286,225円(28,623円)	259,578円(25,958円)	284,658円(28,466円)
要介護4	303,468円(30,347円)	276,820円(27,682円)	301,273円(30,128円)
要介護5	319,143円(31,915円)	292,182円(29,219円)	317,262円(31,727円)

※実際の負担額は地域によって異なります。

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

医学的管理のもとで長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

●1か月あたりの施設サービス費用のめやす(30日) ()内は自己負担1割*

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	266,475円(26,648円)	226,033円(22,604円)	261,145円(26,115円)
要介護2	300,960円(30,096円)	260,832円(26,084円)	295,630円(29,563円)
要介護3	375,886円(37,589円)	335,445円(33,545円)	370,557円(37,056円)
要介護4	407,550円(40,755円)	367,422円(36,743円)	402,220円(40,222円)
要介護5	436,392円(43,640円)	395,950円(39,595円)	431,062円(43,107円)

※実際の負担額は地域によって異なります。

★一定以上所得者は2～3割負担(24ページ参照)

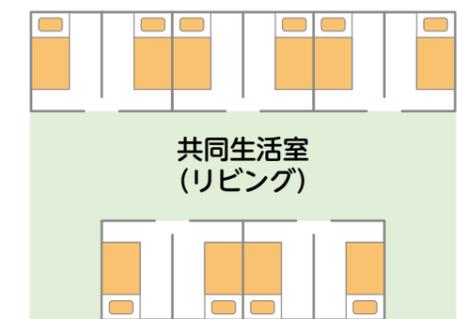
介護施設の居室の種類について

ユニット型個室



ユニット(10人程度)で利用できるリビングを併設

ユニット型個室的多床室



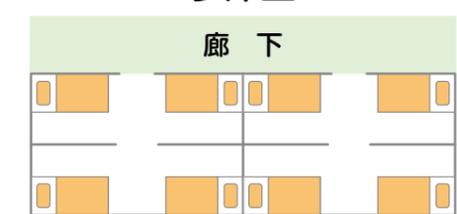
室内は簡易的な壁(天井との間に隙間があっても可)で区切られ、ユニット(10人程度)で利用できるリビングを併設

従来型個室



リビングは併設していない個室

多床室



定員2人以上の個室ではない居室(いわゆる相部屋)

しくみと加入者
サービスの利用
の手順
介護サービス
介護予防
サービス
地域密着型
サービス
福祉用具貸与
購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外の
サービス
介護保険料
介護保険
Q&A

介護サービス【要介護1～5の方】

施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1～3割 + 居住費 + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

低所得の方が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の方の施設利用が困難とならないよう、下の表の第1段階から第3段階②までに該当する方は、申請により所得に応じた負担限度額までを自己負担し、超えた分は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。

※給付を受けるには、市へ「介護保険負担限度額認定証」の申請が事前に必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり) **変更ポイント** 居住費の限度額を変更。(令和6年8月から)

利用者負担段階	保有資産の状況	居住費等の負担限度額				食費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
基準費用額		2,006円	1,668円	1,171円 (1,668円)	855円 (377円)	1,445円	
第4段階		軽減対象外(施設との契約額を支払うことになります。)					
令和6年7月まで	3-② 世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計額が120万円超の方	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円	1,300円
	3-① 前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円	1,000円
	2 前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計額が80万円以下の方	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円	600円
	1 ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円	300円
令和6年8月から	基準費用額	2,066円	1,728円	1,231円 (1,728円)	915円 (437円)	1,445円	
	第4段階	軽減対象外(施設との契約額を支払うことになります。)					
	3-② 世帯全員が住民税非課税 前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計額が120万円超の方	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	1,360円	1,300円
	3-① 前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	650円	1,000円
2 前年の合計所得金額と課税・非課税年金収入の合計額が80万円以下の方	880円	550円	480円 (550円)	430円	390円	600円	
1 ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	880円	550円	380円 (550円)	0円	300円	300円	

- ※基準費用額とは、食費・居住費等について、平均的な費用の額等を国が勘案し、定めたものです。
- ※()内は、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合の金額です。(施設によって、負担限度額対象外の方の費用は異なりますが、対象外の場合は、概ねこの基準費用額の金額がかかります。)
- 住民票上世帯が異なる配偶者の課税状況、資産等の要件も勘案します。
- 第1段階から第3段階②までの方については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行い、その金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います(0円を下回った場合は0円とみなします)。
- 軽減の対象になるサービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護(ショートステイ)、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護(医療型ショートステイ)、介護予防短期入所療養介護

介護予防サービス【要支援1・2の方】

介護予防サービスの種類と費用のめやす

介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

※自己負担は1～3割です。(負担割合については24ページ)
本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

自宅を訪問してもらう

かいご よぼうほうもん にゆうよく かいご 介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などで浴室の利用が難しい場合、入浴サービスが利用できます。



●サービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

1回*	9,159円 (916円)
-----	---------------

※全身入浴の場合。

かいご よぼうほうもん 介護予防訪問 リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリを行います。



●サービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

1回*	3,143円 (315円)
-----	---------------

※20分間のリハビリテーションを行った場合。

★一定以上所得者は2～3割負担(24ページ参照)



しくみと加入者
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入・住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外のサービス
介護保険料
介護保険Q&A

介護予防サービス【要支援1・2の方】

医師の指導のもとでの助言・管理

かいごよぼうきょたくりようようかんりしどう 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが居宅を訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

●1回あたりのサービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

【同日、同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合】

医師の場合(月2回まで)	5,150円 (515円)
歯科医師の場合(月2回まで)	5,170円 (517円)
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	5,660円 (566円)
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	5,180円 (518円)
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	3,620円 (362円)

かいごよぼうほうもんかんご 介護予防訪問看護

看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

●1回あたりのサービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

訪問看護ステーションから (20分～30分未満)	4,825円 (483円)	
病院・ 診療所から	20分～30分未満	4,087円 (409円)
	30分～1時間未満	5,917円 (592円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。
※看護加算、特別な管理を必要とする場合などの加算あり。

施設に通って利用するサービス

かいごよぼうつうしょ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のために、リハビリや機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)などのメニューを選択して利用できます。



●1か月あたりのサービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

共通のサービス ※送迎、入浴を含みます。

要支援 1	23,927円 (2,393円)
要支援 2	44,605円 (4,461円)

選択的サービス

栄養改善	2,110円 (211円)
口腔機能向上	1,582円 (159円)

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

選択的サービスが利用できます(通所系サービス)

介護予防通所リハビリテーションなどで提供される選択的サービスには、次のようなものがあります。

利用者の目標に応じて利用できます。また、組み合わせて利用することもできます。

栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食事方法や、食事作りなどをします。

口腔機能の向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

有料老人ホーム等の施設に入っている方が利用する介護サービス

かいごよぼうとくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいご 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。

●1日あたりのサービス費用のめやす

【包括型(一般型)】 ()内は自己負担1割*

要支援 1	1,912円 (192円)
要支援 2	3,270円 (327円)

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。

短期間施設に泊まる

かいごよぼう 介護予防 たんきにゆうしょせいかつかいご 短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



●1日あたりのサービス費用のめやす

【併設型の施設の場合】 ()内は自己負担1割*

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	4,758円 (476円)	4,758円 (476円)	5,580円 (558円)
要支援 2	5,918円 (592円)	5,918円 (592円)	6,920円 (692円)

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続して利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。
※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。

かいごよぼう 介護予防 たんきにゆうしょりようようかいご 短期入所療養介護

(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとで、介護やリハビリ、機能訓練が受けられます。



●1日あたりのサービス費用のめやす

【介護老人保健施設の場合】 ()内は自己負担1割*

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	6,050円 (605円)	6,405円 (641円)	6,520円 (652円)
要支援 2	7,586円 (759円)	8,088円 (809円)	8,245円 (825円)

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続して利用が30日を超えた場合、31日目は全額自己負担となります。
※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。

※居室の違いについては、15ページを参照してください。

★一定以上所得者は2～3割負担(24ページ参照)

しくみと加入者
サービス利用
の手順
介護サービス
介護予防
サービス
地域密着型
サービス
福祉用具等購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外の
サービス
介護保険料
介護保険
Q&A

地域密着型サービス

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。

※自己負担は1～3割です。(負担割合については24ページ)

本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

24時間対応の訪問サービス

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

介護職員と看護師が一体または密接に連携し、決められた時間に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

●1か月あたりのサービス費用のめやす

【連携型事業所の場合】 ()内は自己負担1割*

要介護度	訪問介護基本料	訪問看護基本料*
要介護1	58,272円 (5,828円)	31,682円(3,169円) + 40,242円(4,025円)
要介護2	104,004円 (10,401円)	
要介護3	172,698円 (17,270円)	
要介護4	218,461円 (21,847円)	
要介護5	264,204円 (26,421円)	

※連携先訪問看護事業所を利用する場合の訪問看護基本料です。
※要支援の方は利用できません。

夜間に提供される訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回または随時の通報により、訪問介護員等が居宅を訪問して介護を行います。

●サービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

【オペレーションセンターが設置されている場合】

基本料金(1か月あたり)	10,582円 (1,059円)
定期巡回サービス費(1回あたり)	3,980円 (398円)
随時訪問サービス費(1回あたり)	6,066円 (607円)

※要支援の方は利用できません。
※オペレーションセンターとは、利用者から随時の通報を受け付けるセンターのことです。

小規模な通所サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

●1回あたりのサービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

【7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	7,868円 (787円)
要介護2	9,300円 (930円)
要介護3	10,784円 (1,079円)
要介護4	12,247円 (1,225円)
要介護5	13,710円 (1,371円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。
※要支援の方は利用できません。

認知症の方向けの通所サービス

認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高年者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

●1回あたりのサービス費用のめやす

()内は自己負担1割*

【7～8時間未満の利用の場合】

要支援1	9,083円 (909円)
要支援2	10,138円 (1,014円)
要介護1	10,486円 (1,049円)
要介護2	11,626円 (1,163円)
要介護3	12,765円 (1,277円)
要介護4	13,915円 (1,392円)
要介護5	15,054円 (1,506円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスを柔軟に受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。

※このサービスを利用している間は、一部の在宅サービス等は利用できません。

看護小規模多機能型居宅介護

【複合型サービス】※要支援の方は利用できません。

小規模多機能型居宅介護に看護を加えたサービスを受けられます。

※このサービスを利用している間は、一部の在宅サービス等は利用できません。

※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。

●1か月あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

要支援1	36,397円 (3,640円)
要支援2	73,554円 (7,356円)
要介護1	110,331円 (11,034円)
要介護2	162,153円 (16,216円)
要介護3	235,887円 (23,589円)
要介護4	260,342円 (26,035円)
要介護5	287,054円 (28,706円)

●1か月あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

要介護1	131,315円 (13,132円)
要介護2	183,728円 (18,373円)
要介護3	258,274円 (25,828円)
要介護4	292,931円 (29,294円)
要介護5	331,354円 (33,136円)

グループホーム

認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高年者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※要支援1の方は利用できません。

※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。

●1日あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

【1ユニットの事業所の場合】

要支援2	7,952円 (796円)
要介護1	7,994円 (800円)
要介護2	8,370円 (837円)
要介護3	8,610円 (861円)
要介護4	8,788円 (879円)
要介護5	8,976円 (898円)

小規模な特別養護老人ホーム

地域密着型

介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。



●1日あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

要介護度	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護3	8,652円 (866円)
要介護4	9,415円 (942円)
要介護5	10,146円 (1,015円)

※食費、日常生活費、居住費は別途自己負担となります。
※要支援、要介護1・2の方は原則利用できません。

★一定以上所得者は2～3割負担(24ページ参照)

生活環境を整えるサービス

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)



次の13種類が貸し出しの対象となります。要介護度によって利用できる用具が異なります。

- = 利用できる。
- ✕ = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2	要介護2・3	要介護4・5
	要介護1		
・手すり(工事をともなわないもの) ・歩行器	○	○	○
・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等)	✕	○	○
・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器	✕	○	○
・移動用リフト			○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

自己負担について ● レンタル費用の1割から3割です。 ● 用具の種類、事業者により金額は変わります。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から) **変更ポイント**

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえについては、ケアマネジャーまたは福祉用具専門相談員からの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を購入する

特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)

申請が必要です

支給の対象は、次の6種類です。

- ・腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- ・自動排せつ処理装置の交換部品
- ・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・排せつ予測支援機器



自己負担について

- はじめに利用者が全額を自己負担します。あとで領収書などを添えて、市に申請すると、同年度(4月1日~翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割から7割が支給されます。
- 事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

※ 指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

住宅を改修する

住宅改修費支給(介護予防住宅改修費支給)

事前の申請が必要です

手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に費用が支給されます。自己負担は1割から3割です。

介護保険の対象となる工事

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りの防止および移動しやすい床材への変更
- 引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- 洋式便器などへの便器の取り替え
- その他、各工事に付帯して必要な工事



次の場合は対象となりません。

- ・新築、新設、増設の工事
- ・申請前に既に着手、または完成している工事
- ・介護保険被保険者証に記載されている住所以外での工事
- ・住宅改修の効果が見込めない、または本人の使用見込みが不確定な工事
- ・高年者の身体的理由ではなく、単に老朽や破損を理由とする工事
- ・高年者の主たる生活範囲とは無関係な場所や身体的な生活障害とは無関係な工事

手続きの流れ

ケアマネジャーに相談

- 本人だけでなく家族ぐるみで話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーに相談します。

施工事業者の選択・見積もり依頼

市へ事前に必要書類を添付し、申請

工事の実施・完了/支払い(全額)

市へ完了届け(領収書、改修後の写真添付)を提出

住宅改修費の支給(費用の9割から7割)

自己負担について

- 事前に改修内容について市に申請します。20万円を上限に費用の9割から7割が支給されます。
- 原則として現在の住宅に対して複数回の工事を行った場合でも、その合計額の20万円までが上限となります。
- 引っ越した場合や、要介護状態区分が3段階以上(要支援者は4段階以上)上がったときには、あらためて、20万円の上限額が設定されます。

しくみと加入者
サービス利用
の手順
介護サービス
介護予防
サービス
地域密着型
サービス
福祉用具貸与・購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外の
サービス
介護保険料
介護保険
Q&A

サービスを利用したら費用の1割から3割を負担します

介護保険のサービスを利用したときは、利用料の1割から3割を自己負担として支払います。自己負担が高額になったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

65歳以上の方の負担割合は、個人ごとに決まり、前年の所得に応じて1割・2割・3割の3段階です。

介護保険サービスの自己負担割合

所得区分	自己負担割合
右の①②の両方を満たす方 ① 65歳以上で本人の合計所得金額が220万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入額+その他の合計所得金額が ◆単身の場合340万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
右の①②の両方を満たす方で3割負担とならない方 ① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入額+その他の合計所得金額が ◆単身の場合280万円以上 ◆2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
2割負担、3割負担の対象とならない方(64歳以下の方、本人の合計所得金額が160万円未満の方等)	1割

※合計所得金額とは、収入から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし土地売却等に係る長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を算定に用います。
 ※①について合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合は、これらの合計額から10万円を控除した金額を用います。
 ※②その他の合計所得金額については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行い、その金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います(0円を下回った場合は0円とみなします)。

要介護度に応じて利用できる金額に上限(限度額)が設けられています。(下表)限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

在宅サービスの利用限度額(1か月)

要介護度	利用限度額(1か月)	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者※/要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

※事業対象者が現行相当のサービス(P.28,29)を利用した場合の限度額は、原則、要支援1と同様です。

例 要支援1の人が、55,000円分のサービスを利用した場合は・・・



- 上記の限度額に含まれない在宅サービス
 - ・特定福祉用具購入(介護予防福祉用具購入)
 - ・住宅改修費支給(介護予防住宅改修費支給)
 - ・居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)
- 施設などに入所して利用するサービスには、上記の限度額は適用となりません。



自己負担を軽減するしくみ

高額介護(介護予防)サービス費支給制度

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担(1割から3割)が高額になった場合、1か月の自己負担を合算して下表の上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護(介護予防)サービス費」として後から支給されます。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の1割から3割の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額	
住民税課税世帯	年収約1,160万円以上の方	140,100円
	年収約770万円以上1,160万円未満の方	93,000円
	年収約383万円以上770万円未満の方	44,400円
	上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円
住民税非課税世帯	24,600円	
生活保護の受給者の方等	・高齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円	

*介護予防・生活支援サービスの現行相当のサービスにも同様の支給制度があります。

高額医療・高額介護合算制度

同じ医療保険の世帯内(※1)で医療費と介護サービス費両方の自己負担があり、1年間(8月1日~翌年7月31日)の自己負担額(※2)の合計が世帯の自己負担限度額(下表参照)を超えたときは、超えた分が後から支給されます。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。

※1 ここでいう世帯とは、住民票上の世帯ではなく、7月31日時点での加入医療保険ごとの世帯になります。夫婦であっても、一方が後期高齢者医療、もう一方が国民健康保険である場合など、医療保険が異なる場合は合算できません。

※2 介護保険適用外の費用や、「高額療養費」「高額介護サービス費」として支給された分は、自己負担分から除きます。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額) ●計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月間。

70歳未満の方

区分	限度額
所得(基礎控除後の総所得金額等) 901万円超	212万円
600万円超~901万円以下	141万円
210万円超~600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方

区分	限度額	
現役並み所得者 課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上690万円未満	141万円
	145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯)	56万円	
低所得者 (住民税非課税世帯)	II I以外	31万円
	I 世帯の各収入から必要経費・控除(年金収入のみの場合80万円)を差し引いたとき0円になる世帯	19万円

*介護予防・生活支援サービスの現行相当のサービスにも同様の支給制度があります。

草加市介護保険サービス利用者負担補助制度(所得が低い方への草加市独自の負担軽減制度)

保険料所得段階が第1段階のうち、生活保護受給者以外の方、第2段階及び第3段階の方を対象に、居宅サービス(住宅改修・福祉用具購入を除く)を利用する場合の自己負担や、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合の利用者負担(食費・居住費等を除く)1割分について、右表の割合を補助します。

所得段階	対象者の条件	居宅サービス利用時の補助割合	介護老人福祉施設利用時の補助割合
第1段階	住民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者の方 住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の方	70%	70%
第2段階	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	50%	25%
第3段階	住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円超の方		

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。

※介護予防・生活支援サービスについては、現行相当のサービスのみが対象となります。

しくみと加入者
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外のサービス
介護保険料
介護保険Q&A

いつまでも自立した生活を送るために

要支援・要介護状態になるのをできるだけ防ぐとともに、要介護状態になった場合にも可能な限り自立した生活が続けられるよう支援を行っています。

介護予防・日常生活支援総合事業

28
ページ
から

●介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業では、既存の介護保険事業者が提供する介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当のサービスに加え、NPO法人、民間企業や住民によるボランティアなどによる生活支援のサービスが提供されます。

- 【対象者】 ①要支援認定を受けた方
②基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
※基本チェックリストについては、P.6を参照してください。

事業名	内容
訪問型サービス	事業者による従来の介護予防訪問介護に相当するサービスや、NPO法人、民間企業やボランティアなどの多様な主体が行うもので、主に掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行うサービスがあります。
通所型サービス	事業者による従来の介護予防通所介護に相当するサービスや、NPO法人やボランティアなどの多様な主体が行うもので、主に閉じこもり予防などに配慮し、体操やレクリエーションを行うサービスがあります。

●一般介護予防事業

地域の人と人のつながりを通じて、生きがいや役割を持って、いきいきとした生活を過ごすことができるよう、生活機能の低下を防ぎ、日常生活の活動を高める介護予防事業を行います。

- 【対象者】 65歳以上(第1号被保険者)のすべての方、及びその支援のための活動に関わる方

事業名	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及や啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

包括的支援事業

32
ページ
から

●地域包括支援センター がさまざまな相談にのります。

- ①介護予防ケアマネジメント
- ②総合相談支援
- ③権利擁護・虐待早期発見・防止
- ④包括的・継続的ケアマネジメント

●在宅医療・介護連携推進事業

●認知症総合支援事業

- ①認知症地域支援推進員が相談に応じます
- ②認知症カフェを実施します(オレンジカフェ)
- ③認知症サポーター養成講座を開催します
- ④認知症ガイドブックを配布し、普及啓発を行います

●生活支援体制整備事業

地域住民の高年者がいきいきと暮らし続けられるよう、住民の方が主体となって助け合い・支え合い活動ができる地域づくりを、生活支援コーディネーターがお手伝いします。

【生活支援コーディネーターへの問い合わせは】

社会福祉法人 草加市社会福祉協議会
住所：草加市松江一丁目1番32号
電話：048-932-6770
FAX：048-932-6779
Mail：livewell@soka-shakyo.jp
時間：午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

- 気軽に集まれる居場所を作りたいな!
- 地域の活動に参加したいな!
- 人の役に立ちたい!

地域のつながりをコーディネートします。
地域の声をおしえてください。

生活支援コーディネーター



任意事業

35
ページ

草加市では、任意事業として現に自宅で介護している家族の支援をはじめとした、各種支援を行っています。(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の施設入所者は任意事業の対象者から除きます。)

しくみと加入者
サービス利用
の手順
介護サービス
介護サービス
地域密着型
サービス
福祉用具
購入
住宅
改修
費用の
支払い
地域
支援
事業
介護
保険
外
の
サービス
介護
保
険
料
介
護
保
険
Q
&
A

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業のポイント

- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、平成29年度に **介護予防・生活支援サービス事業** へ移行しました。
- 要支援1・2の方は、**介護予防サービス** **介護予防・生活支援サービス事業** を利用できます。
- 基本チェックリストによる事業対象者は、**介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用できます。

訪問系のサービス

介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーが訪問し、身体介護(食事や入浴、排せつの介助等)、生活援助(食事の準備や調理等)を行います。

- 利用回数 週1回～(地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。)
- 利用料 月額制で、利用回数により異なります。

●1か月あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

週1回程度の利用	12,583円 (1,259円)
週2回程度の利用	25,134円 (2,514円)
週2回程度を超える利用(要支援2のみ)	39,878円 (3,988円)

※本人の状態によって利用回数が異なります。



訪問型サービスA

主に市の研修を受けた従事者等が訪問し、買物、調理、掃除、洗濯、布団干し等を行います。

●1回あたりのサービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

20分未満	1,000円 (100円)
20分以上40分未満	1,500円 (150円)
40分以上	2,000円 (200円)



訪問型サービスB

住民主体の自主活動として行う、ゴミ出しや買物などの生活援助です。(原則無料です。ボランティア団体により、実施地域、実施内容は異なります。)



通所系のサービス

介護予防通所介護相当サービス

通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

- 利用回数 週1～2回
(地域包括支援センターの作成するケアプランにより決まります。)
- 利用料 月額制で、利用回数により異なります。
- **1か月あたりのサービス費用のめやす**
()内は自己負担1割*

週1回程度の利用(要支援1、事業対象者※)	18,789円 (1,879円)
週2回程度の利用(要支援2、事業対象者※)	37,839円 (3,784円)

※事業対象者は本人の状態によって利用回数が異なります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 209円/月
・口腔機能向上 157円/月 など
※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



通所型サービスA

通所介護施設(デイサービスセンター)などで、運動やレクリエーションを行います。閉じこもりや活動量の低下を予防する活動を行います。

●サービス費用のめやす ()内は自己負担1割*

1回あたり	3,400円 (340円)
-------	---------------

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



通所型サービスB

住民が主体となって、体操やレクリエーション等を行う活動の場です。閉じこもりや活動量の低下を防ぎます。(原則無料です。お茶代等は実費負担となります。)



通所型サービスC(ホップ教室)

保健・医療専門職が生活機能を改善するための運動、栄養、口腔、認知機能の介護予防プログラムを実施します。(利用料は原則無料です。教材費等は別途負担となります。)



●介護予防・生活支援サービス事業の費用

介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当のサービスの利用者負担は、介護予防サービスの費用の基準に準じます。また、自己負担は1割から3割です。利用限度額や高額介護サービス費に関しても、介護保険制度に準じます。(P.24、25)

しくみと加入者
サービス利用
の手順
介護サービス
介護予防
サービス
地域密着型
サービス
福祉用具貸与購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外の
サービス
介護保険料
介護保険
Q&A

一般介護予防事業 (介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業)

生活機能の低下を防ぎ、日常生活の活動を高め、要介護状態になることを予防するため、体操教室や介護予防に関する教室を開催します。

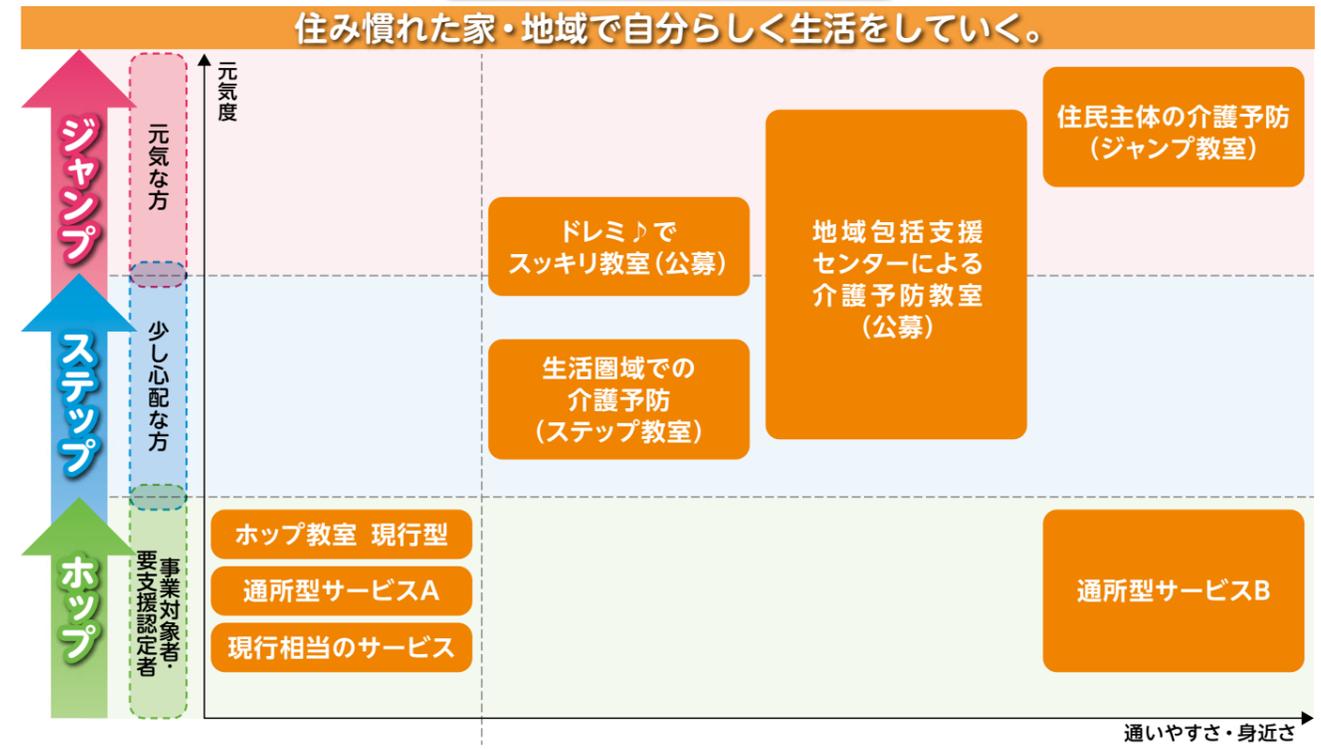
市では、「住み慣れた地域でいつまでも元気に」を目指して、「ホップ」「ステップ」「ジャンプ」をそれぞれの生活機能に合わせた介護予防事業を開催します。

ホップ 生活機能が低下しており、通所型サービスCや現行相当の介護予防サービスの利用により、生活機能の低下を防ぎ、維持・改善が必要な方。
(利用に当たっては、要支援認定や事業対象者の資格が必要です。通所型サービスBを除く)

ステップ 生活機能の低下が懸念され、体操教室などの参加により、生活機能の維持・向上が必要な方。
(教室により、申込条件がありますが、原則65歳以上の方であれば参加できます。)

ジャンプ 自立した生活を送っており、主に住民主体の体操教室などに参加することにより、生活機能の維持が可能な方。
(教室により、申込条件がありますが、原則65歳以上の方であれば参加できます。)
※「生活機能」とは、運動機能、栄養機能、口腔機能、認知症機能等、自立した生活を維持するための能力

草加市が目指す介護予防



市や地域包括支援センターが実施する事業

ステップ教室
比較的運動強度の低い体操を実施し、運動等の習慣をつけ、生活機能の維持・向上を行う体操教室です。

ドレミ♪でスッキリ教室(公募)
市内の公民館等で、認知症を予防するため、音楽と軽体操を行う教室です。

地域包括支援センターによる介護予防教室(公募)
地域包括支援センターが主体となり、主に、圏域内の地域住民に向けての介護予防の事業です。

体力測定事業(公募)
市内の公民館等で、簡単な5種類の体力測定を実施することで、介護予防の普及啓発を行う事業です。

住民主体の介護予防教室

ジャンプ教室
体操教室の運営から講師まで、住民の方が主体で行う体操教室です。ジャンプ教室の実施に当たっては、市の後方支援があります。

- **プレジャンプ教室**
ジャンプ教室の開催を検討している団体に対して、講師を派遣し、体操教室を体験できます。(最大8回まで)
- **リーダー養成講座**
体操教室を実施するに当たり、教室のリーダーになる方に対して、体操指導などを行います。
- **専門職の講師派遣**
ジャンプ教室を実施している団体に対し、専門職(リハビリテーション職(理学療法士など)、栄養士、歯科衛生士)を派遣します。体操指導、栄養講話、歯科講話などのプログラムがあります。

パリポリくん健康体操

- パリポリくん健康体操は、誰でもできる体操で、かつ、介護予防の効果がある体操です。
- 体操の内容は、草加市リハビリテーション連絡協議会(理学療法士などの専門職)、地域包括支援センター、草加市で共同で考えました!
- 草加市で配布しているDVD(数に限りがあります。)や下記の二次元コードから無料で確認できますので、是非ご活用ください!

<パリポリくん健康体操の二次元コード>
お手持ちのスマートフォンなどで二次元コードを読み込んでいただくと動画配信サイト「YouTube」で体操の映像が無料(※)で見られます。

※通信料は別途かかります。

しくみと加入者
サービスの利用
の手順
介護サービス
介護サービス
介護予防
介護サービス
地域密着型
サービス
福祉用具貸与
購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外の
サービス
介護保険料
介護保険
Q&A

包括的支援事業

地域包括支援センター

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高年者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市が主体となり「地域包括支援センター」が設置されています。ここでは、保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するケアマネジメントをはじめ、地域で暮らす高年者の保健、介護、福祉、医療など総合的な支援が行われています。

地域包括支援センターが行う主な事業

①介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの作成を行います。

②総合相談支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

③権利擁護、虐待早期発見・防止

高年者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

④包括的・継続的ケアマネジメント

ネットワーク構築や、ケアマネジャーへの支援や助言などを行います。



公正・中立性を確保するために、地域住民や関係職員による「地域包括支援センター等運営協議会」が運営に関わるのも大きな特徴です。

地域包括支援センター等運営協議会

- ①医師会等
- ②知識経験者
- ③市民団体
- ④民生委員
- ⑤ボランティア団体
- ⑥被保険者の代表

上記から選ばれた委員で構成されています。

各地域包括支援センターの連絡先については、裏表紙をご覧ください。

在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高年者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、市では、地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供していく体制を構築・推進します。

家で療養を続けるために様々なサポートを活用しましょう!

訪問歯科医による診察

虫歯の治療や口腔ケア、入れ歯の調整などを行います。

訪問診療

医療機関と同じような診察や治療を自宅や施設に伺って行います。

理学療法士 作業療法士 言語聴覚士による訪問リハビリ

体の状態に合わせてリハビリテーションを行います。

訪問看護師

医師の指示に基づき医療処置、健康状態(血圧・体温・脈拍等)の確認などを行います。

薬剤師による訪問

薬の飲み方や副作用、管理の方法などの相談にのります。

ケアマネジャー(介護支援専門員)

一人ひとりに合った介護サービスが受けられるように計画を立てます。

ホームヘルパー(訪問介護士)

入浴・排泄・食事等の身体介護、料理・洗濯等の生活援助を行います。

その他にも、**管理栄養士** **病院の主治医** **医療ソーシャルワーカー** **保健師** **ボランティア** などがいます

リーフレット『はじめての在宅療養』をご活用ください

医療・介護が必要になっても、住み慣れた我が家で自分らしい生活を続けたいと希望するときには、「在宅療養」という選択肢があります。「在宅療養とは?」「どこに相談したらよい?」などの疑問に答えるリーフレット「はじめての在宅療養」をご活用ください。「はじめての在宅療養」は、市役所や地域包括支援センター等で配布しています。また、草加市のホームページからダウンロードすることができます。



訪問してくれるお医者さん・歯医者さんの情報は……

在宅医療相談窓口「在宅医療サポートセンター」で確認できます 一般社団法人 草加八潮医師会 在宅医療サポートセンター

場 所 草加市中央1-1-12 松ロイヤルビル6階
電話番号 048-959-9972 **F A X** 048-959-9982
相談時間 月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)

訪問歯科診療などのご相談・ご紹介をいたします

草加地区在宅歯科医療支援窓口

電話番号 090-2664-8020
相談時間 月～金曜日 午前10時～午後3時(祝日、年末年始を除く)

こんな時ご相談ください

- ◆自宅で看取りたい
 - ◆寝たきりや認知症で通院ができない
 - ◆退院後のご自宅での生活が心配
 - ◆眼科や皮膚科などの往診医を探したい
- など

しくみと加入者
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外のサービス
介護保険料
介護保険Q&A

認知症総合支援事業

認知症の方が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の方やそのご家族の方等への相談支援や、認知症についての普及・啓発活動などの取組みを行っています。

① 認知症ガイドブックをご活用ください

【内 容】 認知症についての基礎知識や認知症の状態に合わせて利用できる制度や草加市のサービスをまとめた認知症ガイドブックを市役所や地域包括支援センターで配布しています。草加市のホームページからご覧になることもできますので、是非ご利用ください。



② 認知症地域支援推進員が相談に応じます

【内 容】 認知症について気になることやお困りごとがありましたら、市役所やお住いの地域の担当の地域包括支援センターの認知症地域支援推進員にご相談ください。認知症地域支援推進員は相談の内容に応じて、必要な医療や介護等のサービスが受けられるように、関係機関のご案内や連絡調整などを行います。

③ 認知症カフェを実施します(オレンジカフェ)

【内 容】 認知症の方やその家族を支える地域づくりを推進するため、認知症の方やその家族、支援者、地域住民、医療・福祉専門職等が集う場を提供し、認知症の人を支える家族の介護負担の軽減を図るとともに、認知症に対する正しい理解や適切な対応についての普及啓発を行います。

【対 象 者】 ■市内に住所を有している認知症の方やその家族または支援者(家族または支援者は、市内に住所を有している必要はありません)
■認知症に関心のある地域住民
■医療・福祉専門職等

【費 用】 会場によって異なりますので、広報等でご確認ください。

【開催場所・開催日時】 開催予定をホームページに掲載しますので、ご確認のうえ、当日、会場におこしください。



④ 認知症サポーター養成講座を開催します

【内 容】 認知症サポーターとは、認知症を理解し、認知症の方やその家族をあたたく見守る応援者のことです。認知症サポーターになるには、病気の理解、認知症の方への接し方を学ぶ認知症サポーター養成講座(概ね90分)の受講が必要になります。

【対 象 者】 草加市在住・在勤・在学の方

【受講方法】 開催予定をホームページに掲載しますので、ご確認のうえ申し込みをしてください。

【費 用】 無料



任意事業

草加市では任意事業として自宅で現に介護している家族の支援(家族介護支援事業)をはじめとした、各種支援を行っています。(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等の施設入所者は任意事業の対象者から除きます。) 問い合わせ先:長寿支援課 相談支援係

① おむつ支給事業

【対 象 者】 65歳以上で要介護3~5と認定され、常時ねたきり状態であると認められる方、または重度の認知症により常時排せつの介助を必要とする方で、次のいずれかに該当する方

- ・住民税が非課税の方
- ・介護保険料の所得段階が第6段階の方
- ・介護保険料の所得段階が第7段階の方のうち、前年の合計所得金額が135万円以下の方

【内 容】 月1回決められた枚数を無料で支給します。

② あんしん見守りネットワーク事業

【対 象 者】 65歳以上のひとり暮らし、かつ発作性の疾患があり、緊急時に電話で通報することが困難な方や常時ねたきり状態にある高齢者、またはこれに準ずると認められる方を介護している高齢者のみの世帯等で、日常生活を営むのに支障がある方

【内 容】 援護が必要な方に緊急通報装置を貸出し、利用者の家庭内で急病や事故等が発生した場合、速やかに援助が受けられるよう、通報手段の確保や緊急連絡先への連絡等を行います。利用料は無料です。



③ 認知症高齢者位置情報探索事業

【対 象 者】 65歳以上の認知症高齢者で外出時に道が分からなくなり、自宅に帰宅することが困難になったことがある方やその家族

【内 容】 認知症高齢者が行方不明になったときに、早期に発見できるよう小型軽量のGPS端末を貸与します。利用料は月額340円です。

④ 認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

【対 象 者】 65歳以上の認知症高齢者で日常生活自立度がIIa(日常生活に支障をきたしても、誰かが注意していれば自立できる状態)からIIIa(日中を中心に日常生活に支障をきたし、介護を必要とする状態)の方やその家族

【内 容】 やすらぎ支援員が自宅を訪問し、見守りや話し相手になり、家族の介護負担軽減を図ります(派遣回数に限度あり)。利用料は無料です。

⑤ 医療・救急情報管理システム事業(救急ネット)

【対 象 者】 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯の方で、持病のため通院中で、現に医療機関から処方された薬を服用している、健康上不安がある方

【内 容】 事前に医療情報等を登録し、救急搬送が必要ときにその情報をもとに救急隊が状況に応じた活動を行います。

⑥ 成年後見制度利用支援事業

【対 象 者】 65歳以上で主に認知症や障がいなどにより日常生活において判断能力が不十分になった方

【内 容】 成年後見制度に関する相談を行います。また、身寄りがなく申立てをする親族がいない場合は、家庭裁判所に市長申立を行います。



しくみと加入者
サービス利用
の手順
介護サービス
介護予防
サービス
地域密着型
サービス
福祉用具貸与
購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外の
サービス
介護保険料
介護保険
Q&A

草加市の主な 高年者在宅生活支援サービス

※①～⑥・⑧は、特別養護老人ホーム等の施設入所者は対象外です。

問い合わせ先(①～⑦)：長寿支援課 相談支援係

① 配食サービス

【対象者】 65歳以上のひとり暮らしの高年者、または高年者のみの世帯等で、自ら買物等の外出や食事の調理が困難であり、かつ他の方から食事の提供が受けられない方

【内容】 1日1回昼食または夕食を配達し、利用者の安否を確認します。(一部、自己負担あり。)



② 高年者・障がい者・障がい児移送サービス

【対象者】 要介護3～5と認定され、常時ねたきりまたは車いすを利用している状態(10分以上の座位が保てない)にあり、外出時に車いす専用車やストレッチャー専用車(寝台車)等の移動手段を必要とする方

【内容】 病院や福祉施設への移送にかかる費用の負担を軽減します。移送料金(上限月額20,000円)の1割が本人負担になります。



③ 訪問理容サービス

【対象者】 65歳以上で常時ねたきり状態等にある方

【内容】 理容師が自宅を訪問して調髪等を行います。(年度中6回まで)
(住民税課税者は1回当たり2,000円を負担。非課税者は無料。)



④ 日常生活用具給付

【対象者】 65歳以上の主に低所得のねたきり高年者、ひとり暮らしの高年者

【内容】 (1)火災警報器 (2)自動消火器 (3)電磁調理器
を所得に応じた費用負担で給付します。

⑤ ねたきり老人手当

【対象者】 65歳以上で疾病等により常時ねたきり状態、または重度の認知症(日常生活自立度がⅢb以上)により常時介護が必要な状態が6か月以上継続している方

【内容】 月額5,000円を支給します。



⑥ 寝具洗濯乾燥消毒サービス

【対象者】 65歳以上の常時ねたきり状態、または重度の認知症により寝具の衛生管理が困難な方

【内容】 寝具の水洗い・丸洗い・乾燥を定期的に無料で行います。(年度中4回まで)



⑦ 高年者補聴器購入費用助成

【対象者】 次のすべてに該当する人

- ・本市に住民登録がある65歳以上の人
- ・耳鼻咽喉科の医師が補聴器の必要性を認めた人
- ・申請受付日時点で住民税非課税である人
- ・障害者総合支援法に基づく補装具費(補聴器)の支給対象でない人

【内容】 聴力機能の低下により日常生活、会話等に支障を来している高年者に対し、1人1台1回限り、補聴器本体の購入に要する費用の一部を助成します。(上限2万円)

⑧ おしゃべりボランティア

【対象者】 60歳以上のひとり暮らしの高年者(日中独居を含む)または高年者のみの世帯

【内容】 おしゃべりボランティア支援員を派遣し、見守りや話し相手となることにより、孤独感や不安感の解消を図ります。(派遣回数に限度あり)
利用料は無料です。

詳しくは実施先にお問い合わせください。

実施先	住所	電話(FAX)
草加市社会福祉協議会 地域福祉課	草加市松江 1-1-32	048-932-6772 (048-932-6779)

⑨ 総合福祉センター『であいの森』/高年者福祉センター『ふれあいの里』

【対象者】 60歳以上の草加市民の方

【内容】 高年者の余暇の活用や、利用者相互のふれあいの場、健康づくりの場、レクリエーションの場として利用できます。

各施設へは無料のバスが出ています。

●主な事業内容

- (1) 入浴* ※費用は無料です。
- (2) 各種の趣味教養・健康講座
- (3) レクリエーション
(カラオケ・囲碁・将棋・卓球など)
- (4) すこやかクラブ・サークル活動
- (5) 研修室等の貸出
- (6) 生活、健康などに関する各種相談

両館主催の
介護予防事業
も開催中



詳しくは各施設へお問い合わせください。

施設名	住所	電話(FAX)
であいの森	柿木町261-1	048-936-2791 (048-936-2792)
ふれあいの里	新里町106-6	048-920-6222 (048-920-6251)

*高年者福祉センター「ふれあいの里」の入浴サービスにつきましては、浴室の漏水対応のため、当面の間休止いたします。

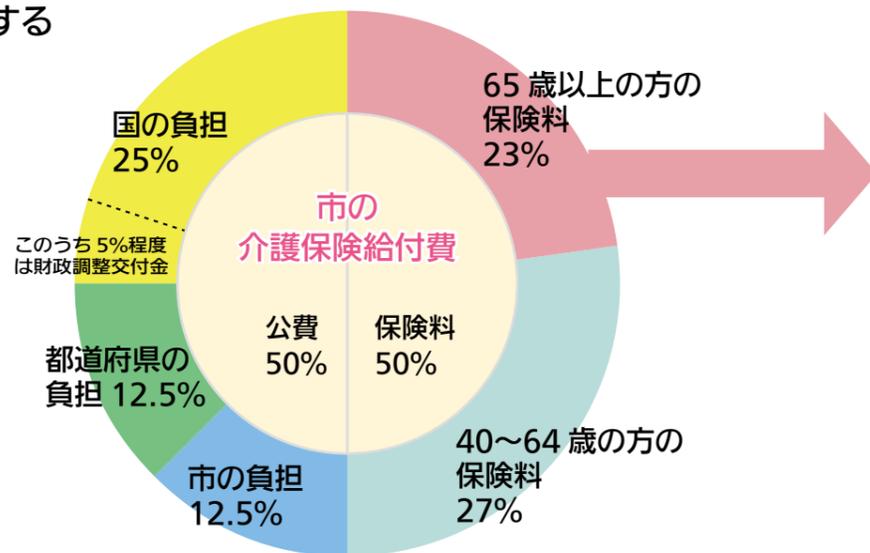
しくみと加入者
サービスの利用
の手順
介護サービス
介護予防
サービス
地域密着型
サービス
福祉用具貸与購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外の
サービス
介護保険料
介護保険
Q&A

社会全体で 介護保険制度を支えています

40歳以上のみなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険制度を健全に運営するための大切な財源となります。

介護保険の財源(利用者負担分は除く)

※サービス、事業内容によって財源割合が異なります。



40～64歳の方の保険料

40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方 	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※詳しくは国民健康保険担当窓口を確認してください。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の医療保険に加入している方 	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。 ※詳しくは、職場の医療保険担当窓口を確認してください。	医療分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者は個別に保険料を納める必要はありません。

65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の保険料は、市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

【令和6～8年度(2024～2026年度)】

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ●住民税非課税世帯で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.285	20,450円
第2段階	住民税非課税世帯で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.420	30,130円
第3段階	住民税非課税世帯で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の方	基準額 × 0.685	49,150円
第4段階	本人が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額 × 0.870	62,430円
第5段階	本人が住民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の方(世帯に住民税課税者がいる場合)	基準額	71,760円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.200	86,110円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.300	93,280円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.500	107,640円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.700	121,990円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.900	136,340円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 × 2.100	150,690円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 × 2.300	165,040円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 × 2.400	172,220円

◆年間保険料額の算定において、10円未満の端数が生じた場合は、切捨てとなります。

- 老齢福祉年金を受給できる方は、原則として明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方です。
- 課税年金収入額とは、老齢(退職)年金のことで、遺族年金・障害年金などは除きます。
- 合計所得金額とは、収入から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし土地売却等に係る長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を算定に用います。
- 第1段階から第5段階までの方については、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除して算定を行い、その金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(所得金額調整控除がある場合は控除前の金額)から10万円を控除した金額を用います(0円を下回った場合は0円とみなします)。

しくみと加入者
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入・住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外のサービス
介護保険料
Q&A
介護保険

介護保険料

65歳以上の方の保険料の納め方

65歳以上になった月（65歳の誕生日の前日の属する月）の分から納めます。

納め方は受給している年金^{*}の額によって2通りに分かります。

^{*}受給している年金とは、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金をいいます。

特別徴収

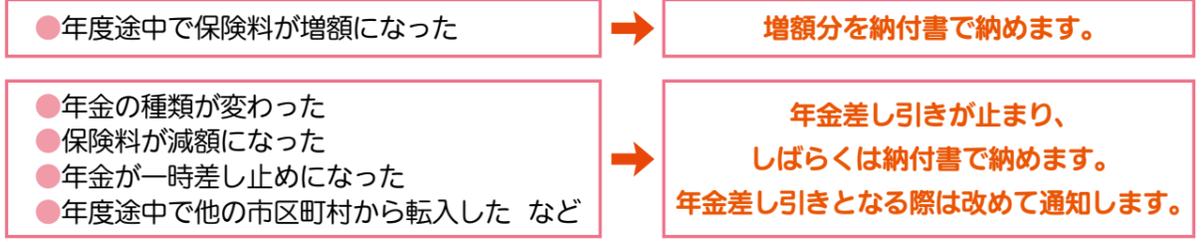
年金が年額**18万円以上**の方

→年金から差し引かれます

- 保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて差し引かれます。年金差し引きは原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6か月後から始まります。



! 本来、年金から差し引かれている「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。



普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方

→納付書で各自納めます

- 草加市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関等で納めます。
- 介護保険料は、口座振替やスマートフォン決済による支払いが可能です。

口座振替

- 1 介護保険料の納付書、通帳、印かん（通帳届出印）を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます（市役所での申し込みも可能です^{*}）。

※市役所での申し込みの場合は、口座振替依頼書を市のホームページからダウンロードすることもできます。

スマートフォン決済

- 1 「LINE Pay(ラインペイ)」、「PayPay(ペイペイ)」、「PayB(ペイビー)」のいずれかのアプリをインストールします。
- 2 納付書のバーコードを読み込みます。

※詳しい利用方法等につきましては、各アプリをご確認ください。

! 年度途中で65歳になった方は年金の受給金額に関係なくその年度は納付書により納めます。年金差し引きとなる際は改めて通知します。

令和6～8年度の介護保険料について

令和6～8年度の介護保険料については、介護保険事業計画（令和6～8年度）の策定の中で、介護保険事業費をもとに算出されたものとなります。しかし、保険料の大幅な上昇が見込まれることから、市が保有する基金を充てることにより、被保険者の負担軽減を図り、令和6～8年度までの草加市の介護保険料としました。

草加市独自の介護保険料減免制度

草加市では、65歳以上の方の負担を軽減するため、独自の減免制度を実施しています。申請ができる方と減免内容は次のとおりです（ただし、これまでの介護保険料に滞納が無い方に限ります）。

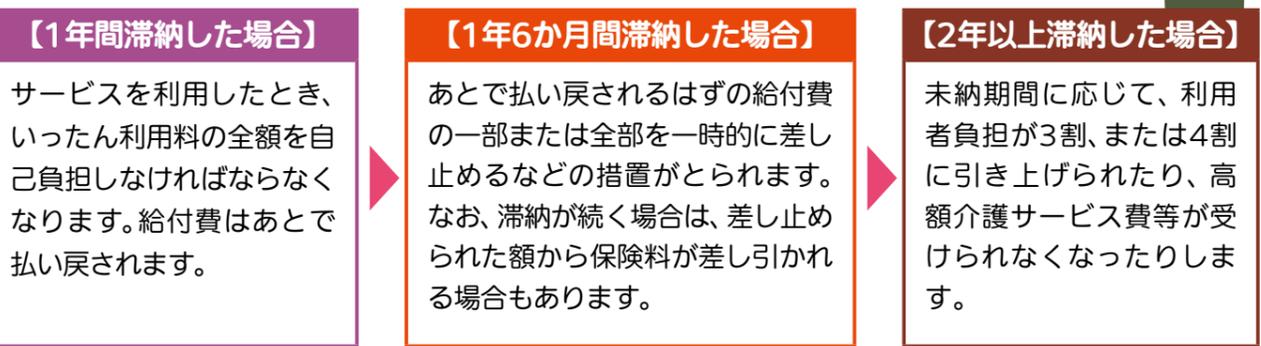
普通徴収の各納期限までの申請で、その納期限の月以降の保険料が減免の対象となります。申請日より減免できる額が異なりますので、お早めにご相談ください。

退所（院）の見込みのない方など

- 刑務所などに収監され、保険給付が受けられない方の保険料を所得段階にかかわらず免除します。
- 現在、介護保険が適用されない施設（精神科病院など）に6か月以上入所（院）して、退所（院）の見込みがない方の保険料を所得段階にかかわらず免除します。

保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時的に差し止めになったり、利用者負担が3割、または4割になったりする措置がとられます。また、滞納が続く場合は差し押さえ等の滞納処分が行われます。保険料は必ずお納めください（延滞金も付いてきます）。



しくみと加入者
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入
住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外のサービス
介護保険料
Q&A
介護保険

介護保険 Q&A



Q 本人の状態が変化した場合、介護度の見直しをしてもらうことはできますか？

A 本人の状態が改善または悪化し介護の手間に変化が生じた場合などは、認定の有効期間内であっても要支援・要介護度の見直しを申請することができます。

Q 居宅介護支援事業者とはなんですか？

A 市区町村の指定を受けて、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置しているサービス事業者のことです。

利用者が最適な介護保険のサービスを受けられるよう相談を受けたり、各介護サービス提供事業者と調整を図るなど、在宅介護の拠点となる事業者です。居宅介護支援事業者の一覧表はホームページ、地域介護課の窓口で配布しています。



Q 要介護認定者が受けられる税金などの控除はありますか？

A 障害者手帳をお持ちでない方でも、税金の申告の際に、草加市が発行する「障害者控除対象者認定書」を提示することにより、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

「障害者控除対象者認定書」の交付を希望される方は、地域介護課に申請してください。

●対象者は次の(1)～(3)までの条件を満たす方です

- (1) 65歳以上の方(64歳以下の方は、対象になりません)
- (2) 要介護1～5の認定を受けている方(要支援1・2の方は、対象になりません)
 - ① 要介護1～3の認定を受けている方は、障害者控除の対象です。
 - ② 要介護4・5の認定を受けている方は、特別障害者控除の対象です。
- (3) 要介護認定者本人またはその扶養者で、所得税や住民税が課税されている方

Q 介護保険料は、何歳から納めるのですか？

A 40歳から納めていただきます。

40歳から64歳までの方は、加入している医療保険と合わせて納めます。65歳をむかえると、前年の課税年金収入額、合計所得金額に応じて年金から差し引かれるか納付書で各自納める形になります(個人で納め方を選ぶことはできません)。

Q 介護保険のサービスを利用しなければ介護保険に加入しなくてもいいのですか？

A 40歳以上のすべての方が加入します。

介護保険制度は、高年者などの介護を社会全体で支え合う制度です。介護サービスを利用するしないにかかわらず、40歳以上のすべての方が加入します。介護保険料を滞納すると、未納期間に応じて給付が差し止めになったり、介護サービスを利用したときの負担割合が3割または4割になったりする措置がとられます。

Q 要介護認定を受けていますが、他市区町村へ引っ越しをする場合はどうすればいいのですか？

A 要介護認定を受けている方は、以下の手続を行うと現在の介護度を転出先に引継ぐことができます。

【転出前にすること】

- 介護保険被保険者証を市に返却します。
※転出先の市区町村との間で、マイナンバーを活用した介護度の引継ぎを行います。介護保険受給資格証明書は交付されません。

【転入先ですること】

- 転入先の市区町村の介護保険担当窓口で介護度の引継ぎの手続きをします。(転入日から14日以内)

Q 特別養護老人ホームに入所するにはどうしたらいいですか？

A 各施設に直接申し込みます。

施設の一覧表は、地域介護課の窓口で配布しています。入所の対象となるのは、要介護認定で原則要介護3以上に認定されており、入院加療の必要がない方です。市外の施設への入所も可能です(地域密着型施設は除く)。

Q 特別養護老人ホームの入所の順番はどうやって決まるのですか？

A 「介護の必要性の高い方を優先する」という考え方に基づいて決められています。

各施設の入所検討委員会において、「介護の必要性」の高い順に優先順位が決定されています。この「介護の必要性」は、ご本人の要介護度や介護するご家族の状況等の内容を考慮し判断されます。

Q 成年後見制度とはどのような制度ですか？

A 判断能力が不十分な高年者、知的障がい者、精神障がい者などが安心して生活できるよう、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人に代わって預貯金などの財産管理や施設入所などに関する契約などを行い、その生活を法的に保護し、支えるための制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから手続を行う『法定後見制度』と、判断能力が不十分になる前に手続を行う『任意後見制度』があります。ご相談は市役所または地域包括支援センター(裏表紙参照)・さいたま家庭裁判所越谷支部(TEL 048-910-0123)・越谷公証役場(TEL 048-962-2796)・そうか成年後見サポートセンター(TEL 048-932-6788)等へご連絡ください。

Q すこやかクラブとはなんですか？

A すこやかクラブとは、概ね60歳以上の地域の高年者が自主的に集まり、グラウンドゴルフやカラオケなどで交流を深めたり、ボランティア活動をしたりと、生きがいや健康づくりのためにさまざまな活動を行っている団体です。

会員は随時募集していますので詳しくは草加市社会福祉協議会(TEL 048-932-6770)までお問い合わせください。

Q 脳健康度チェック(認知症検診)とは、どのようなものですか？

A 指定の医療機関に備え付けてある「脳健康度チェック票」をご記入いただき、その内容をもとに医師が問診を行い、さらに詳しい検査が必要であるかを判定します。60歳および65歳以上の方が対象で、受診料は無料ですが、精密検査を受ける場合の費用は有料となります。今年度の実施期間、指定医療機関等につきましては、地域介護課地域支援室までお問い合わせください。

しくみと加入者
サービス利用の手順
介護サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
福祉用具貸与・購入・住宅改修
費用の支払い
地域支援事業
介護保険外のサービス
介護保険料
介護保険 Q&A